【参考資料】

**１．用語の解説**

●**【子どもの医療費助成】とは･･･**

　０歳～１５歳までのお子様を持つ、子育て世代の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、保健福祉の向上を目指し、市町が独自で医療費の窓口負担分（２割～３割）を助成する制度です。なお、市町により制度や助成の内容は様々で、高島市では、この他にも障がいをお持ちの方や、ひとり親家庭の親子など一定の条件に該当する方にも同様に医療費助成を行っており、具体的に以下の制度を実施しています。これらを総称して【福祉医療費助成】と呼んでいます。

【福祉医療費助成一覧】

|  |
| --- |
| 【乳幼児】　【子ども医療】　【重度心身障がい者（若年者・老人】  【65-74歳低所得老人】　【ひとり親（母子・父子）家庭】  【ひとり暮らし寡婦（高齢寡婦）】　【精神障がい者（若年者・老人）】 |

●上記の制度のうち、【子どもの医療費助成】に該当する制度は次のとおりで、お子様の年齢により区分しています。なお、ひとり親家庭のお子様や重度の障がいをお持ちのお子様についてもそれぞれ当該制度において、同じ内容で助成を行っています。ただし、年齢要件に違いがあります。

【子どもの医療費助成】

【乳　幼　児】助成　　　０歳から小学校入学までのお子様

【子ども医療】助成　　　小学校入学から中学校卒業までのお子様

●現在、【乳幼児】助成は、滋賀県全体で同一の条件で実施しておりますが、【子ども医療】助成に関しては、市町独自で実施しているため、助成の要件や内容は市町によってばらつきがあります。しかしながら、その中でも高島市は、【年齢要件】や【受給券方式】の採用などで県内トップレベルの助成内容となっています。

**２．子どもの医療費助成　年度別決算額推移（概要）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：万円）



|  |
| --- |
| ※　【乳幼児】については、出生数が減少傾向にあることで、同様に医療費助成額も減少傾向にあります。 |
| ※　【子ども医療】については、医療費助成金額が年度ごとに急激に伸びていますが、これは、平成２６年  １０月から、小学校入学から中学校卒業までのお子様に対して制度が完全実施されているためです。 |